

（iii）農林業協力事業

第1 事業の概況

農林業協力事業は、開発途上地域の農林業開発プロジェクト等に対し、各段階の調査および協議（討議議事録または協定）を経て、専門家の派遣、機材供与等を有機的に組合せ、計画的な協力を行い、それらの地域の農林業開発を支援して生産性を向上することにより、食糧等の増産、農民所得の増大および生活水準の向上等に寄与しようとするものである。

いうまでもなく、技術協力は、開発途上地域の農林業開発にあたって、その主要な推進力である人的資源の開発と技術水準の向上等に資し、自立的発展の基盤をつくる重要な役割を果たすものである。

最近の農林業協力事業は、稲作等の部門を対象にセンターやモデル的な普及農場の設置による技術協力から、一定の地域を対象とした技術の改良普及、生産基盤の整備、農民組織の育成等に対して、総合的な指導を行う地域農業開発プロジェクトの協力、あるいは、相手国の研究開発能力の向上のための試験研究に対する協力、中堅技術者養成のための農業教育に対する協力等、協力分野の多様化、協力形態の大型化、総合化が図られるとともに、協力地域もアジアから南米、アフリカ等へ拡大してきており、昭和54年度には、協力実施中のプロジェクトは34件となった。

第2 昭和54年度事業実績

本年度は総額約43億円余の事業を実施し、延べ286名（うち継続140名）の専門家派遣、45件の調査団派遣、約20億円相当の機材供与を行った。

① バングラデシュ・農業普及計画

(1) 概要

バングラデシュ国においては、食糧自給達成のために農業生産力の向上が急務となっている。このような事情に鑑み、同国政府は、農民の技術水準の向上を図るため、農業技術の普及体制の整備を計画し、その中核機関となる中央農業普及技術開発研究所の設立について、わが国に協力要請を行ってきた。わが国としてはこの要請に応えることは、同国の農業発展に多大の貢献をするとの見地から、昭和50年3月14日に討議議事録を交換し、農村調査等準備協力が進められた。その後昭和53年10月13日に政府間協定が署名され、本格的協力の実施に入り、現在に至っている。

その間、昭和50年4月には研究所建設に係る実施計画調査団を派遣し、昭和51年5月には施設の無償資金協力に関する交換公文の署名が行われ、昭和51年1月から本格的工事を開始し、昭和53年3月には完成し引渡式を行った。また普及活動のための3カ所のコミュニティセンター（普及実験村）についても無償資金協力が実現し、昭和53年4月に建物施設が完成した。活動の概要は次の五つからなる。

- a バングラデシュ人民共和国内および同国外の研究所および研究機関による改良された農業技術の収集および分析
- b 農業普及のための技術の開発
- c 普及方法および普及資材の開発
- d 訓練および指導
- e 情報の提供

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

調査団については、55年11月24日より12月9日まで巡回チームが派遣され、バングラデシュ当局、日本人専門家と種々の協議を行った。

b. 専門家派遣

長期専門家9名（リーダ―、稲作栽培（2名）、機械工学、農業機械化、農業普及、土壤肥料、園芸、調整）が派遣され、また短期専門家5名（農村経済、農機具改良、印刷技術、青少年教育、栽培）が継続派遣された。

c. 機材供与

資機材供与は車両、園芸用機材、栽培用機材、土壤肥料機械、農薬肥料等57,300千円分を購送した。

d. カウンターパート受入れ

研修員受入れとして現地のカウンターパート3名（農業事情1名、農業普及2名）を受け入れた。

② バングラデシュ・園芸研究計画

(1) 概要

バングラデシュにおいては、果樹および野菜供給の絶対量が不足し、国民のビタミン摂取量の不足が著しい。FAOは1973年の調査結果に基づき、同国に対して果樹および野菜の増産を図るための実施機関の新設、拡充を勧告した。

この勧告に基づき、バングラデシュ政府は農業省農業研究・教育局に所属する果樹試験場の

拡充整備を図るとともに、新たに同省内に園芸局を発足させ、柑橘の品種改良および栽培法、改善等の研究体制の確立を図った。また、野菜部門については雨期野菜の基礎的研究に着手し、乾期野菜種子の国産自給を目標として国内在来種の採種および配布事業を行うほか、現在輸入している外来種の種子生産に着手することを計画した。

この計画の実施にあたり、バングラデシュ政府は、昭和50年8月にわが国に対し、柑橘改良および野菜種子増殖事業の現状調査と改善策立案のために専門家の派遣要請があった。

この要請により、昭和51年2月にわが国は専門家チームを派遣し、計画の診断およびこれに対する改善策の立案を行い、バングラデシュにこれを報告したところ、同国は、この計画の実施についてもわが国の協力が要請された。これを受け、昭和51年8月に実施調査団、昭和52年9月に実施設計調査団を派遣し、具体的実施について検討した結果、昭和52年11月3日、以下の協力内容とする討議議事録が取りまとめられた。

協力の内容は、ジョイデプールにセンターを、ジェインティアプール、イシュルディおよびラングプールにサブセンターを設置し、主として、①柑橘類および野菜の耐病性多収穫品種の研究、②野菜種子の生産および保存技術の開発、③上記に関する情報の収集および研究成果の交換ならびに、④現地試験に対する指導を行うというものである。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

巡回指導チーム（3名）54.12.15～12.24

b. 専門家派遣

長期4名、短期1名

c. 機材供与

車両、トラクター、実験機材、29,000千円相当

d. カウンターパート受入れ

受入れ実績なし。

③ ビルマ・養豚、養鶏開発計画

(1) 概要

昭和51年12月、「アジア地域畜産開発プロジェクト・ファイディング調査チーム」がビルマに派遣されたおり、ビルマ政府畜産開発公社から「ラングーン地区食肉増産計画」に対する協力要請があった。この計画は「ビルマ養豚、養鶏開発計画」として取りまとめられ、昭和52年10月、ビルマ政府から正式な要請書が提出された。

本計画は、ビルマにおける畜産振興、とりわけ食肉の安定的供給を図るために必要な養豚、

養鶏開発の基盤となる改良技術の移転を目的として、ラングーン畜産公社10マイル農場において、①養鶏（採卵鶏6,600羽、ブロイラー12,000羽規模）、②養豚（雌成豚260頭規模）、③飼料生産（養鶏、養豚に必要な配合飼料の生産、20t/日規模）、④技術訓練（畜産公社職員、農民に対する研修コース）等の事業を行うものである。

昭和53年4月12日、討議議事録が署名され、4カ年の協力事業が開始された。53年度は協力初年度として計画打合せチームの派遣、長期専門家（4名）、短期専門家（3名）の派遣および機材供与を行った。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

昭和55年1月29日から2月11日まで巡回指導チームを派遣し、プロジェクトの進捗状況について現地調査し、今後の事業実施計画について、ビルマ政府関係者と協議した。

b. 専門家派遣

専門家については、交替赴任の長期専門家1名（養豚）、短期専門家4名（養豚、養鶏、糞鑑別、給水施設設置）を派遣した。

c. 機材供与

機材については、車両、養豚・養鶏用機材、種豚、種鶏、薬品等65,000千円相当の機材を供与した。

d. カウンターパート受入れ

実績なし

④ ビルマ・アラカン山系林業開発技術協力計画

(1) 概要

ビルマの林業技術は、中南部の緩傾斜地におけるチーク林の択伐施業を進めるなかで形成されてきたものであり、西部のアラカン（Arakane）山系等の比較的急傾斜地における技術的蓄積はほぼ皆無である。近年、機械力の導入による技術革新が図られているが、概して旧式の機械が多く、しかも整備施設、サービス体制の不備から稼働率は低い。

以上のような背景から、本計画は昭和52年12月に署名された討議議事録に基づき、アラカン山系等ビルマ国内の山地林における森林資源の効率的な伐出利用に寄与すべく、集材機、トラクターおよびこれらの組合せによる木材伐出技術体系の開発、改良、訓練ならびに林業機械の維持修理について、実践教育を通して訓練を行うものである。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

8月に5名（総括、林業機械、安全衛生、林業教育、協力企画）からなる巡回指導調査団を派遣した。

b. 専門家派遣

討議議事録に基づき、1名の長期専門家（林業機械）および2名の短期専門家（林業土木、林業機械）を派遣した。

c. 機材供与

集材機、チェーンソー（Chain Saw）等192,000千円を供与した。

d. カウンターパート受入れ

準高級研修員1名（林業視察、1カ月間）および一般研修員3名（伐採搬出2名、林業機械1名、各3カ月間）を受け入れた。

⑤ インドネシア・農業研究計画

(1) 概要

昭和45年10月23日から両国間の協定に基づき昭和53年10月までの8カ年にわたり作物保護部門を中心に、(ア)主要病害の生態防除、(イ)主要病害の発生予察およびウイルス媒介昆虫、(ウ)生理障害および主要病害の生理の3大テーマを設定し実施してきた。

8カ年間の協力実績は、日本およびインドネシア政府から高い評価を得て、引き続き畑作の作付け体系に関する研究に重点を移行し、新農業研究協力計画に係る討議議事録が昭和53年10月署名され、新しいプロジェクトとして発足した。

新プロジェクトの概要

ア. プロジェクト名：「作付け体系に係る豆類研究強化プロジェクト」

(英文)：The Strengthening of Legumes in Relation to Cropping System Research Project

イ. 主たる相手国協力機関名：Lembaga Pusat Penelitian Pertanian (LP 3)

(英文)：Central Research Institute for Agriculture (CIA)

ウ. (イ)の所在地：Jalan Merdeka 99, Bogor, Indonesia.

エ. 協力期間：5カ年（昭和53年10月23日から昭和58年10月22日まで）

本事業の基本計画は次のとおりである。

1. 計画はインドネシア共和国内における農業、気象条件に適合した食用作物の生産に関する総合的な技術の開発を目的として、ボゴールにあるインドネシア中央農業研究所 (CIA) において作付け体系を構成する豆類および他の食用作物（米、トウモロコシ、根茎作物）に関す

る研究活動を強化するために実施される。

2. 計画は次の活動からなる。

(1) 次の研究課題についての相互の研究方法による作付け体系の構成技術に関する研究業務。

- (a) 豆類および他の畑作物に関する育種技術
- (b) 豆類および他の畑作物に関する栽培方法
- (c) 水 管 理
- (d) 水稻の施肥技術および地力維持ならびに土壤改良
- (e) 雑草防除
- (f) 植物生理
- (g) 作物保護

(2) 情報、標本、資料および研究報告書の交換

(3) (1)の分野におけるインドネシア研究者の研究能力の開発

(4) 両国政府の関係当局間で合意するその他の活動

3. 2の活動はCRIAの適当な試験圃場ならびに農家の圃場においても行われる。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

巡回指導チームを、昭和54年12月1日から12月15日まで15日間派遣した。

b. 専門家派遣

長期専門家は、昭和53年度に派遣した5名(作物栄養、昆虫、畑作物、稲栽培、植物病理)が継続協力中であり、本年度1名(調整員)を派遣し、1名(団長)が帰国した。短期専門家は、植物病理2名、植物生理1名、機械据付2名、計5名派遣した。

c. 機材の供与

機材供与として約67,000千円相当を供与した。

d. カウンターパート受入れ

視察研修員2名、一般研修員5名計7名を受け入れた。

⑥ インドネシア・養蚕開発計画

(1) 概要

インドネシア政府は農家の就業機会を高め農業収入の増大を図るため、わが国に南スラウェシ州の養蚕分野における協力要請を行ってきた。わが国は、この要請に基づき、昭和49年3月に予備調査、昭和50年3月に長期調査員の派遣、同年11月実施計画調査を実施して、養蚕開発

計画の策定およびわが国の協力内容の検討を行った。

その結果、昭和51年3月30日、日・イ関係者の間で、インドネシア養蚕開発に関する討議議事録を取りまとめ、約2年間、ゴア県に設置される養蚕開発センターおよびソッペン県に設置されるサブセンターのための準備、標準的養蚕技術確立のための準備、インドネシア人技術者の訓練などを行ってきたが、昭和53年2月28日協定が締結され、以下の本格的協力を実施することとなった。

①養蚕開発センター

- ア. 桑の栽培および病虫害防除技術開発のための実用試験。
- イ. 蚕の飼育および病虫害防除技術開発のための実用試験。
- ウ. 蚕種製造および配付。
- エ. インドネシア人技術者の訓練。
- オ. 農民に対する養蚕技術演示計画の作成。

②サブセンター

- ア. 養蚕開発センターで開発された養蚕技術の実証試験。
- イ. 農民に適應する改良養蚕技術の導入、および演示。
- ウ. 蚕種および桑のさし穂の増殖ならびに配付。
- エ. 技術者および農民の訓練。

なお、本プロジェクトのセンターは、55年2月建物が完成し、センターにおける業務を開始した。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

昭和54年10月2日から16日間、巡回指導チーム（4名）を派遣し、協定移行後の事業計画作成および運営指導を行った。

b. 専門家派遣

専門家は、長期専門家としてチーム・リーダー、蚕飼育、栽桑、蚕種製造、病虫害防除、業務調整の6分野6名ならびにセンターの冷蔵庫据付け、ポンプ据付け、井戸掘削などの短期専門家5名を派遣した。

c. 機材供与

機材については雑飲料水関係、栽桑、蚕種製造、教育訓練用関係器具など111,000千円相当額を供与した。

d. カウンターパート受入れ

実績なし。

⑦ インドネシア・ランボン農業開発

(1) 概要

本プロジェクトは、昭和47年11月14日から5か年間の協定による協力を終了した後、引き続き3か年間の協定期間の延長により協力を実施している。協定延長後は、対象地域を全ランボン州に拡大し、とくに優良種苗の増殖、配布ならびに病虫害防除を中心に、農業普及センター（テギネネン）を中核として、51年度無償資金協力により設置した地方普及センター（Rural Extension Centres「REC」）15カ所を通じた改良農業技術の普及活動を行っている。

① 農業普及センターに対する協力

農業資料の収集分析、改良農業技術（機械化、水管理、病虫害防除）の圃場および実験室での試験、普及員・中核農民の育成、優良種苗の増殖および配布、RECを通じて実施する普及活動の企画、立案および教材の出版。

② 稲作地帯に対する協力

中部ランボンにある大規模演習農場（約100ha）における演習、ならびに州内の選定された地域における多毛作を目的とした農家段階での水管理、機械化および米の加工・貯蔵・流通に関する指導、助言を行う。

③ 畑作地帯に対する協力

中部および南部ランボン県の5郡約5,000haの地域において、1カ所約100haの演習圃場をほぼ全域に設置し、陸稲、キャッサバ、トウモロコシ等を中心とした改良農業技術の演習ならびに普及、指導を行う。

(2) 実績

ア．農業普及センターに対する協力

(ア) 普及員の研修および中核農民の研修を引き続き実施するとともに、施肥試験ならびに土壌分析を行った。

(イ) 種子生産としては乾期作として約15ha（水稲2ha、陸稲13.5ha）合計32tの種子を生産した。

(ウ) 普及活動用の教材としては、各種のスライドおよびインドネシア語による普及の手引きなどを作成した。

(エ) ワークショップの充実および職員の指導を行った。

イ．稲作地帯に対する協力

州内の先進地域の農民グループに対し、日本より供与された粳すり、精米機を譲渡するとともに農家段階での水管理、機械化に関する指導、助言をカウンターパートおよび普及

員を通じて行った。

ウ、畑作地帯に対する協力

(7) 小演習圃場での演示ならびに普及指導をカウンターパートおよび普及員を通じて行った。

(8) 農家経営調査ならびに農民グループにおける資金回収調査を行った。

a. 各種チームの派遣

昭和55年11月の協定期間満了を控え、これに先立ち、54年12月にプレ・エバリュエーション・チーム（3名）を派遣し、延長後2カ年間の実績把握と、55年度に実施する最終エバリュエーション実施のための打合せを行った。

b. 専門家派遣

専門家については、8名の専門家（長期7名、短期1名）を派遣した。

c. 機材供与

機材供与として84,000千円相当の機材を供与した。

d. カウンターパート受入れ

研修員については9名（視察研修2名、集団5名、政府ベース2名）を受け入れた。このうち政府ベースはランボンのキーファーマー2名を初の試みとして宮崎県の協力のもとに受入れを行った。

⑧ インドネシア・南スラウェン地域農業開発計画

(1) 概要

昭和49年以来南スラウェン州において「中部水資源開発予備調査」「プロジェクト・ファインディング調査」等が実施された。インドネシア国では、1974年～78年の間第2次5カ年国家開発計画が作成され、その一部として本計画（South Sulawesi Regional Agricultural Development Planning）が要請された。そして一連の調査の結果、51年12月より30カ月間下記の業務について協力を実施した。

- ① 本州地域農業に関する調査、分析
- ② 本州地域農業開発基本計画の検討および勧告
- ③ 上記基本計画に即した部門別の農業開発計画の策定
- ④ 2特定県（エンレカンおよびジェネポント）における農業開発事業の実施計画の策定
- ⑤ 計画作成担当者の訓練

上記の計画策定事業への協力に引き続いて54年7月に署名されたPlan of Operationによって、上記の④をとくに強調したプロジェクトを実施することになった。具体的には、(1)エンレカンにおいて林業開発および草地改良の、ジェネポントにおいては、柑橘改良のパイロット・

テストを実施する。(2)、(1)の分野におけるフィージビリティ・スタディを行い、(3)さらに第3ブロックについてのマスター・プランづくりに助言指導を与える。(4)上記のことについての方法論、計画策定技術のテクノロジー・トランスファーを実施する。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

実績なし。

b. 専門家派遣

長期専門家としては、ジャカルタにアドバイザー、ウジュンパンダンにリーダー、草地、林業、柑橘の専門家および調整員を配置している。また、これら専門家の業務を補充するための短期専門家として、地域計画および畜産の分野に計2名派遣した。

c. 機材供与

機材供与については、それぞれのパイロット・テスト用および建設工事用として約5,000千円相当の機材を供与した。

d. カウンターパート受入れ

研修員受入れについては、農業省官房計画局南スラウェシ代表部より地域計画の分野に1名受け入れた。

⑨ インドネシア・ボゴール農科大学加工計画

(1) 概要

インドネシア共和国ボゴール農科大学は同国における最高の農業関係単科大学であるが、5学部のうちの一つである農業工学、農産加工学部は創設まもなく、教官の陣容、施設が不十分であり、今後予測される学生数の増大に対応することが困難であることが判明し、同国はわが国に対し農産加工促進の要となる同大学の人材の養成、施設の強化拡充を計画し、これに対する協力を要請してきた。日本政府はこれに応じて、昭和50年度に予備調査団を、昭和52年度に実施協議および計画打合せチームを派遣した。計画運営の基本となる討議議事録は昭和52年10月14日署名された。本計画は人材の養成訓練、農産加工技術の改良開発に資することを目的として、農産加工パイロット・プランの創設、既存の実験室、研究室の設備機能の改善等に協力していくものである。農産加工分野としては、①食用油、精油、②茶、蔗糖、③穀類、根茎、④醱酵食品、⑤貯蔵等を取り上げている。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

昭和54年9月1日から9月15日まで巡回指導チームを派遣した。本チームは事業実績の進捗状況を調査するとともに、今後の実施運営計画をインドネシア関係機関と協議を行った。

b. 専門家派遣

継続専門家3名（チーム・リーダー、醗酵食品、業務調整）のほか、短期専門家4名（ボイラー据付、穀類加工、醗酵食品、トウフライン据付け）を派遣した。

c. 機材供与

機材供与については、パイロット・プラント用機器、ワークショップ用器具を主体に、83,000千円相当の機材を供与した。

パイロット・プラントのうち、トウフラインの据付けとこれらパイロット・プラントに付属するボイラー据付けを実施した。

d. カウンターパート受入れ

カウンターパート受入れについては、研修員3名（穀物加工、醗酵食品、砂糖製造）を東京農業大学において1カ月から3カ月間にわたって研修を実施した。

⑩ インドネシア・中堅技術者養成計画

(1) 概要

本プロジェクトはインドネシア農民への改良農業技術の速かな移転を行うのに要求される中堅農業技術者の資質向上をねらいとし、イ国農業省農業教育普及訓練庁の行っている農業技術者訓練事業に対し支援協力してゆくものである。

その活動の内容は、ジャカルタの中央事務所においては、①同庁が行っている訓練事業に対する指導、助言、②バタンカルク（南スラウェシ）、チヘヤ（西部ジャワ）の二つのモデルセンターに対する訓練基本計画の作成、訓練の評価およびその運営に対する技術的指導、③訓練センターへの巡回指導を行う。バタンカルクおよびチヘヤモデルセンターにおいては、栽培、農業機械分野を中心として、①訓練計画の作成ならびに訓練用教材に関する指導助言、②カウンターパートに対する技術指導と助言、③カウンターパートを通じての農業普及員に対する技術訓練、④普及訓練に必要な調査および実用試験を行うものである。

実施協議チームは昭和53年11月に派遣され、①わが国の協力基本方針の説明とイ側関係機関との協議、②プロジェクト拠点候補地の現地調査を行った。

計画打合せチームは、昭和54年3月に派遣され、①日本人専門家の人数と担当分野の再確認、②供与機材に関する協議、③日本側特別措置による養成対策費の実施方針の確認、④討議議事録（R/D）署名を行い、本プロジェクトは実施段階に入ることとなった。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

調査団は、プロジェクト事業の基本計画の細目について協議すること等を主目的に55年3月に巡回チームを派遣するとともに、4月には、両センターの施設拡充について無償資金協力をを行うための基本設計調査団を派遣することとしている。

b. 専門家派遣

54年度は、Master Planに沿って、中央事務所にリーダーおよび調整員、チヘヤに栽培および農業機械、バタンカルクに栽培の長期専門家をそれぞれ派遣し、協力活動を開始した。

c. 機材供与

車両類を中心に農業機械、事務・視聴覚機器等、50,000千円相当の機材を供与した。

d. カウンターパート受入れ

4名の高級・準高級研修員を受け入れた。

① インドネシア・家畜衛生改善計画

(1) 概要

インドネシア共和国における動物性蛋白質摂取の需要増、資源の確保、農民の就業機会の増大等のため、同国の国家施策として畜産振興が取り上げられ、家畜衛生改善が必須条件となり、このための協力を要請してきた。

同計画は、スマトラ島メダンを含む全国7カ所に家畜衛生センター(D. I. C., Disease Investigation Center)を設立し、家畜疾病検査、技術者およびワクチン試作等を通じて家畜衛生の改善を行い、畜産振興を図る計画である。この要請に先立ち、昭和48年にわが国の農林省による家畜衛生調査がすでに実施されていた事情に鑑み、昭和51年に実施計画を含む事前調査を実施し、具体的な協力計画を策定した。

協力計画の骨子は、畜産発展の可能性が高く、かつ、畜産振興が重要視されているスマトラ島の北部メダン市、および南部ランボン州タンジュンカランに無償資金協力により家畜衛生センターを設立し、北スマトラおよび南スマトラ地域を対象に家畜疾病(主として伝染病)の調査、診断、これらに対する試験、防疫、地域での重要疾病に対するワクチン試作、家畜衛生、畜産技術者の指導、訓練等を実施することによって、インドネシアの家畜衛生改善計画に貢献することを目的としている。

具体的な協力計画としては、インドネシア国における獣医師等畜産技術者の絶対数の不足、既存施設の未整備、あるいはこれらの不足、未整備による活動の停滞、休止等の実情から、一般農民の家畜衛生に対する認識が低く、DIC機能に対する無理解、無関心等の問題があり、当初から高度な技術移転を期待することは困難であると思われるので、DICの活動も、①地域の家畜伝染病の調査、診断、②技術者の訓練、③地域の既存施設技術者への技術指導等を先行させ、

ついで、④家畜疾病の調査に関する試験研究、⑤地域重要疾病に対するワクチン試作、⑥防疫体制の確立等DIC業務を拡大することとしている。

昭和52年7月7日に取りまとめられた討議議事録に基づいて、3カ年の協力計画が進められている。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

55年2月、エパリュエーション・チームの派遣を行い、過去3年間の協力事業の実績調査を実施した。

b. 専門家派遣

生化学、狂犬病、病理、各分野の短期専門家の派遣を行った。

c. 機材供与

機材に関しては、54年度、メダン、タンジュンカラン両センターに向け43,000千円の供与を行った。

d. カウンターパート受入れ

54年度の研修員受入れは、視察2名、一般3名であった。

⑫ インドネシア・ジャワ山岳林収穫技術協力計画

(1) 概要

インドネシア国政府は、同国中部ジャワ(JAVA)に新設予定の製紙工場への原料を供給するため、当地方の国営林業公社(プルンプルフタニ)所管の山岳地域に生育するメルクシマツ伐出に関する技術協力を要請した。これを受けて、昭和51年から昭和52年にかけて、林業資源調査(開発調査)を行った。

この調査結果に基づき、林業公社は、伐出作業を進めるために必要な技術者の養成についての技術協力プロジェクトの実施を要請し、昭和52年12月に討議議事録の署名が行われ、同53年4月から3年間の技術協力が開始された。本プロジェクトは、ジャワ島山岳地域における架線集材を中心とする集材技術の研修、現地実習を通じた教育訓練を行うものであり、東部ジャワのマディウン(MADIUN)に研修所、ラウ(LAWU)に演習林を設定し、基礎訓練を行い、中部ジャワのペカロンガン(PEKALONGAN)にモデル事業林を設定し、実地訓練を行うものである。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

9月に巡回指導チームを派遣し、技術・運営上の諸問題の検討、および専門家ならびにカウンターパートに対する助言と指導を行ったほか、11月には供与機材の維持管理に関する巡回指導チームを派遣した。

b. 専門家派遣

長期専門家9名(チーム・リーダー、収穫計画、架線・トラクター集材、林業機械、業務調整)、短期専門家1名(林業機械)を派遣した。

c. 機材供与

集材機、ロギングトラクター、車両等103,000千相当の機材を供与した。

d. カウンターパート受入れ

林業視察研修員2名を1カ月間、一般研修員3名を3カ月間にわたり受け入れ、集材技術の研修を行った。

⑬ インドネシア・南スマトラ森林造成計画

(1) 概要

インドネシア国においては、焼畑移動耕作等の不適正な土地利用、森林開発後の保育不良等により草地化している低生産林地が拡散しており、これに対して、森林資源の維持培養、国土保全、流域管理上から森林造成を早急に進める必要が高まっている。

しかしながら、南スマトラ(Sumatra)においては森林造成技術はまだ確立されておらず、個別技術の開発・改良により対応する必要があり、とくに当該地域の土壌条件がきわめて劣悪なこと、比較的労働力が少ないこと、今後急速に造林を進める必要があること等から、機械化造林の導入が有効な手段と考えられ、昭和54年4月に事前調査チームにより討議議事録に署名され、同年4月から5カ年の技術協力を行うこととなった。

その内容は次のとおりである。

- a. 南スマトラ州ブナカット(Benakat)地区において約2,000haの試験造林を行う。
- b. 試験造林樹種は早生樹・貴重材種、マツ類等から20種程度選出する。
- c. 土壌条件別、耕選の有無等各種の条件別に成長への影響を調査する。
- d. 苗畑において自動水分管理手法の開発、樹種適合試験等を行う。
- e. 防火帯、貯水そう、消火機器等を組み合わせた効果的な山火事予防体制の整備を行う。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

4月に事前調査チームを派遣し、討議議事録に署名し、5カ年間のプロジェクト協力が開始された。また、9月から10月にかけて実施設計チームを派遣し、試験造林計画を作成する

とともに、試験造林の実施に必要な林道、苗畑等の設計を行った。

b. 専門家派遣

長期専門家を4名（チーム・アドバイザー、チーム・リーダー、森林保護、業務調整）、短期専門家2名（林業土木、苗畑）を派遣した。

c. 機材供与

ショベルドーザー、トラクター、散水機械等99,000千円相当の機材を供与した。

d. カウンターパート受入れ

実績なし。

⑭ インドネシア・浅海養殖開発計画

(1) 概要

インドネシア国政府は、自国内の未利用魚介類の利用により養殖業を開発し、これにより動物蛋白質の確保と零細漁民の所得安定等の促進を意図し、わが国への協力を要請してきた。

これに対し当事業団は、両国合意に基づく貝類養殖開発のため、昭和50年3月予備調査団を派遣し、ついで先方の魚類を含めた開発協力要請により、昭和51年2月再度調査団を派遣した。

これらの調査結果を補足検討するため、昭和52年専門家2名を約6カ月間派遣した。

上記の経緯に基づき、昭和53年度において先方と協議のうえ、討議議事録を作成、署名した。

(2) 実績

54年度においては、カウンターパートに対する技術移転と将来的な海産魚類養殖事業振興のベースとするため、塩分水域利用による餌料用魚類養殖試験池の造成およびボジョネガラ地区に魚介類のトエ種苗生産試験水槽の造成を行った。

a. 各種チームの派遣

巡回指導チームを昭和54年11月25日から14日間派遣した。

b. 専門家派遣

長期専門家3名（魚類養殖、貝類養殖、業務調整）を昭和54年から2年間の予定で派遣し、短期専門家2名（貝類養殖、モデルインフラ整備監督）を派遣した。

c. 機材供与

養殖、環境調査用機材、調査船等36,000千円相当の機材を供与した。

d. カウンターパート受入れ

準高級研修員を1名受け入れた。

⑮ マレーシア・水管理訓練計画

(1) 概要

第一次マレーシア5カ年計画以来、マレーシア政府は食糧の自給と安定に力を注いできた。そのため同国はとくに水稻の二期作化による米の増産のための大規模灌漑プロジェクトを実施しているが、基幹水利施設の建設のみで、末端水利施設の整備は計画されていない。これは圃場段階を計画するいわゆる水管理技術者がいないためである。このように不足している水管理技術者を養成するため、マレーシア政府はケランタン州に水管理訓練センターを設置することを計画し、わが国に技術協力を要請してきた。

この要請に基づき、昭和51年度に予備調査団および実施協議チームを、昭和52年度には実施設計チームをそれぞれ派遣し、トレーニングセンター等の実施設計を行うとともに、昭和52年9月3日に討議議事録を取りまとめた。

本計画は、米の安定的確保のため、二期作目の灌漑・排水の末端施設の整備および水管理者の育成を目的として、次に掲げる事業を実施するものである。

① トレーニングセンターおよびそれに付属するデモンストレーション・ファーム(4.6ha)を設置し、水管理基礎技術の確立、水管理技術者の養成・研修等を行う。

② パイロット・ファーム(20ha×4カ所)を設定し、水管理技術者を中心とした農民層への指導および助言等を行う。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

54年10月に巡回指導チームを派遣し、本館建設、カウンターパート配置等事業運営上の問題点およびパイロット・ファーム整備等の技術的問題点について現地側と打合せ、問題点の解決および今後の対応策の検討を行い、また、今後の事業実施計画についても打合せを行った。

b. 専門家派遣

昭和53年2月～4月に派遣された専門家の交代として、55年2月に長期専門家1名を派遣した。

c. 機材供与

本年度は、農業用資機材、実験機器、英文図書等を中心として33,000千円相当の機材供与を行った。

d. カウンターパート受入れ

本プロジェクトに関連する視察研修員2名および、集団コース(2カ月)に1名の研修員

を受け入れた。

⑩ ネパール・ジャナカプール農業開発計画

(1) 概要

本プロジェクトは、同国中東部に位置するジャナカプール県全体の農業生産の向上、ひいては農民所得および生活水準の向上を目的として、過去8年間、協定による協力を実施してきたが、昭和54年10月に討議議事録により延長するにあたって、普及を中心とした協力を実施することになった。一方、KR援助により浅井戸灌漑を推進しており、灌漑農業の普及が当該プロジェクトの中核の活動となっている。また、灌漑農業の実践のため、農民レベルの水管理技術を確認し、水管理組織を育成することも重要な活動の一つである。

昭和57年11月の協力期間満了（11年間）前に本プロジェクトの締めくくりとして地域農業の振興を図るものである。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

実績なし

b. 専門家派遣

本年度は討議議事録延長以後、リーダー、調整員を交代し、作物栽培、灌漑（2名）、農業機械の計4名を継続派遣した。

c. 機材供与

機材供与については、車両、農業資機材、発電機、スペアパーツ等現地調達を含めて64,000千円相当額を供与した。

d. カウンターパート受入れ

研修員受入れについては、内原センターの集団研修コースに2名受け入れた。

⑪ フィリピン・カガヤン農業開発計画

(1) 概要

フィリピン政府は同国における食糧自給の達成を目標に地域開発を積極的に取り上げ、地域総合開発計画（Integrated Rural Development Project）の政策を掲げ、それを推進するため昭和48年7月には閣僚による調整委員会（Cabinet Coordinating Committee for Integrated Rural Development Project〔略称C.C.C—IRDP〕）を設置した。この委員会によって選定された対象地域の一つとしてカガヤン・バレー（Cagayan Valley）地域の開発があり、この開発についてわが国に協力を要請してきた。

日本側ではフィリピン側の要請を受け、昭和49年7月カガヤン・バレー地域総合開発計画調査団、昭和50年5月カガヤン・バレー地域農業総合開発調査団がそれぞれ派遣され、カガヤン州を開発地域とした農業総合開発計画の構想を以下のとおりまとめた。

- ① 灌漑排水施設を中心とした農業基盤整備プログラム
- ② 農産物の加工、流通施設、農村電化を含む社会開発プログラム
- ③ これら社会資本投入の効果をより発揮させるための農業技術プログラム

以上の計画はカガヤン農業総合開発計画 (Cagayan Integrated Agriculture Development Project [略称CIADP]) と呼ばれ、上記①および②のプログラムは海外経済協力基金の円借款によって実施し、また③のプログラムは国際協力事業団による技術協力プロジェクトとして実施する方向が提示された。

以上の経緯に基づき、CIADPの技術協力ベースによるパイロット・センター設置のため、昭和50年10月に実施調査チーム、昭和51年2月に実施設計チームがそれぞれ派遣され、昭和50年2月27日討議議事録が取りまとめられた。さらに昭和54年2月22日にはこれまでの技術協力の実績をふまえて見直しを行い、新たな討議議事録が取りまとめられた。協力事業の内容は以下のとおりである。

本プロジェクトは農業基盤整備によってもたらされる稲の二期作普及と農業の生産性の向上を通じ農業の近代化に貢献することを目的とし、この目的実現のために次の三つのプログラムを実施することをプロジェクトの基本構想としている。

- ① 農業開発プログラム (情報の収集と分析、借款関連事業の支援)
- ② 農業開発パイロット・センタープログラム (実用試験、種子選定、展示、訓練)
- ③ 拠点普及プログラム (拠点普及地域での展示および実用試験)

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

55年4月に巡回指導チームを派遣し、Lower Cagayanの開発問題を焦点に、比側との協議を行った。このほか、揚水機場の決壊に伴い、応急対策工事を実施した。

b. 専門家派遣

54年度は、長期専門家6名 (リーダー、農業普及、栽培、灌漑、農業機械および調整員) が上記基本構想に沿って協力を行ったほか、機械据付およびLower Cagayanの土壤・水文調査のため、合計4名の短期専門家を派遣した。

c. 機材供与

機材については、車両、農業用資機材、実験・視聴覚および事務用機器類を購送したほか、ポンプ等の現地調達を含め50,000千円相当の機材を供与した。

d. カウンターパート受入れ

農業普及コースへ研修員1名を受け入れた。

⑩ フィリピン・パンタバンガン地域森林造成計画

(1) 概要

森林資源の保持と国土の保全を目的とする森林造成事業について、フィリピン政府からわが国へ協力要請があり、昭和50年4月に協力の可能性を検討するため開発協力基礎調査が実施された。その結果、マニラの水源地帯であるパンタバンガン地域を協力事業の対象地とすること、また、この地域の現況から見て、協力の初期段階では、森林造成技術の確立を図るため、まず、技術協力プロジェクトを実施することが効果的な協力方式であるという点で両国の意見が一致した。

本事業は、昭和51年6月に派遣された4名の調査団により同月18日に討議議事録の署名が行われた。この議事録による技術協力の協力期間は2カ年を予定していたが、その後暫定的に延長し、協力を継続しているところである。

今後は、従来の森林造成技術協力センターおよび53年度無償資金協力による森林保全研修センターをあわせた内容の政府間協定により引き続き事業を実施することになっている。

現在本プロジェクトは、中央事務局およびパンタバンガン技術協力センターを中核とする組織により、8,100haのパイロット・フォレストの造成を通じて、森林造成技術の確立を図ることとしている。また一方、54年度に森林保全研修センターに係るモデル治山施設が完成するとともに、研修センターの建物外装がほぼ完成した。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

9月に4名（総括、造林、森林管理、業務調整）からなる巡回指導チーム、および11月に2名（総括、機材維持管理）からなる機材維持管理巡回指導チームを派遣した。

b. 専門家派遣

討議議事録に基づき、4名の長期専門家（業務調整1名、治山2名、森林経営1名）および4名の短期専門家（林道1名、試験設計1名、土壌1名、森林機械1名）を派遣した。

c. 機材供与

苗畑用資機材、林道作設用機材、防火用機材等84,000千円相当の機材を供与した。

d. カウンターパート受入れ

一般研修員2名（造林、治山）を受け入れた。

⑨ タイ・灌漑農業開発計画

(1) 概要

本計画は、タイ国における水稲の単位面積当り収量の増大および水稲二期作面積の拡大により米の増産を図るため、圃場整備事業の推進および営農技術ならびに営農組織等の改善普及に資する目的で実施している。

本プロジェクトの構成は本部として機能するプロジェクト・センター、チャオピア・パイロット・プロジェクト、メクロン・パイロット・プロジェクトおよび試験・訓練プロジェクトから成り立っている。それぞれの活動内容は次のとおりである。

① プロジェクト・センター

バンコックに設置され、広域開発のための企画協力や本部としての統括業務を行う。

② チャオピア・パイロット地区

アユタヤ県内に約500haのパイロット地区を設定し、輪中堤の建設、地区内の農業基盤整備、試験圃場での実用試験、機械訓練、農民組織の育成強化等を行う。

③ メクロン・パイロット地区

カンチャナブリ県内で約400haを対象に濃密な、また、約500haを対象に簡易な農業基盤整備を行うとともに、試験圃場での実用試験および訓練、農民組織の育成強化等を行う。

④ スパンブリ試験訓練センター

スパンブリ稲作試験場を拡充整備して、灌漑農業開発に必要な訓練を行う。

(2) 実績

ア. チャオピア地区においては、前々年度から行っていた幹線用排水路の掘削および輪中堤の築堤を完了し、パイロットインフラ整備事業およびタイ側の直営工事による圃場整備に着手するとともに、モデルインフラ整備事業により整備した試験圃場では水稲の栽培が始められた。

イ. メクロン地区においては、前年度に引き続きタイ側の直営工事による圃場整備が行われるとともに、モデルインフラ整備事業により整備した試験圃場での栽培が始められた。

ウ. スパンブリ訓練センターでは、2週間コースの現地スタッフ研修が開始された。このように本年度から本格的な活動が開始された。

a. 各種チームの派遣

54年10月に巡回指導チームを派遣し、技術的な問題点の把握を行い、その対応策を検討する等、今後のプロジェクト運営に役立てた。

b. 専門家派遣

長期専門家を新たに4名（交替2名，新規2名）派遣したほか，短期専門家を2名派遣し，年度末における長期専門家は12名となった。

c. 機材供与

供与機材についても重点的な供与を行い229,000千円の機材を供与した。

d. カウンターパート受入れ

研修員については2名を受け入れた。

⑳ タイ・養蚕開発計画

(1) 概要

タイ東北地方では古くから養蚕業が行われてきたが，栽桑・育蚕・製糸の技術は先進国に比べてきわめて低い水準にあり，これらの技術の開発と技術者などの訓練が，タイシルクの生産増強のため急務となり，タイ政府はわが国に対して技術協力を要請してきた。わが国はこれを受け，昭和44年2月にタイ養蚕開発実施調査団を派遣し，東北部タイの現地調査を実施し，同調査団団長とタイ関係者との間で，下記の協力内容をうたった討議議事録を取りまとめた。

① コラート養蚕研究訓練センターで，近代的な養蚕技術の試験を行うための施設の整備，試験研究の実施，技術者，職員等の技術訓練に協力する。

② 4カ所のサブセンター（コンケン，ウドン，ムクタハン，ウボン）で，それぞれの地域に適合した養蚕技術の確立，蚕種の製造配布に協力する。

③ 技術普及の中核となる農村（パイロット村）の設置に協力する。

討議議事録の協力期間が終了する昭和47年3月に，前記協力計画の③を除き，ほぼ所期の目標を達成したが，この成果を養蚕農家まで普及させ，タイ国の養蚕業の振興に資する目的で，タイ政府から協力期間延長の要請があり，協力期間を3カ年延長することになり，第2次討議議事録を昭和47年3月に取りまとめた。

第2次討議議事録の協力内容は，第1次の討議議事録により実施されてきたコラートのセンターおよび4サブセンターでの協力を継続するとともに，確立された養蚕技術を養蚕農家に普及するため，パイロット養蚕農家群を設定し，中核拠点となるべく重点技術指導を実施し，あわせて，コラートのセンターにおいて行う「第3国の養蚕技術研修」に対する協力を実施することになった。

昭和50年3月にタイ政府は，わが国の過去6年間にわたる協力を高く評価するとともに，タイ国養蚕業の一そうの発展を図るため，さらに3カ年間の協力を要請してきた。わが国は協議の結果，第2次討議議事録をさらに3カ年延長し協力してきたが，昭和53年3月6日，9カ年間にわたるプロジェクト協力は一応終了することとなった。しかしながら，栽桑，蚕種製造，病理，製糸の4分野に関しては，2カ年間のフォローアップを引き続き行

い、55年3月30日をもって終了した。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

調査団は、54年9月に巡回指導チームを派遣し、協力終了後における課題等の技術指導を行った。

b. 専門家派遣

フォローアップの最終年度にあたり、専門家派遣は、長期4名（リーダー、蚕種製造、製糸、病理）短期3名（蚕病、煮繭機修理）を派遣し、技術移転を行った。

c. 機材供与

機材は総額13,000千円相当を供与した。

d. カウンターパート受入れ

4名の研修員の受入れを行った。

② タイ・家畜衛生改善計画

(1) 概要

家畜衛生の改善は畜産振興上、欠くことのできない要素となっているが、タイ国においては、口蹄疫、出血性敗血症、豚コレラ、ニューカッスル病、寄生虫疾病等が発生流行し、家畜に甚大な被害をおよぼし、畜産振興上大きな阻害要因となっている。タイ政府は、これらの家畜衛生センター（北部、南部、東北部）および口蹄疫ワクチンセンターの設立を計画し、日本に次の協力要請を行った。

① 家畜衛生センター2カ所（南部ツンソンおよび北部ランバン）設立、協力。

② 獣医検診車10台供与。

③ 口蹄疫ワクチンセンターの設立、協力。

この要請のうち、③については昭和48年度より無償協力案件（19億円）として協力準備が行われ、昭和50年度からセンター建設工事が開始された

家畜衛生プロジェクトの策定のため、昭和51年9月に第1次実施調査、昭和52年3月第2次実施調査が行われ、同年3月2日に討議議事録が取りまとめられた結果、本プロジェクトにより、3カ年にわたり次の協力事業を行うこととなった。

① 家畜振興局にアドバイザーを派遣し、タイ国の家畜衛生改善計画全般についてアドバイスを行うとともに、プロジェクトの効果的な運営を図る。

② 家畜衛生センター（南部ツンソン）において、家畜疾病の調査、診断および防疫ならびに家畜衛生技術者の訓練を行う。

③ 口蹄疫ワクチン製造センター（中部パクチョン）において、口蹄疫ワクチンの製造技術の実用試験、口蹄疫の診断および技術者の訓練を行う。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

① 昭和54年11月14日から11月28日までエバリュエーション・チームを派遣した。同チームは事業実績の進捗状況および当初目標の達成度の評価、協力延長要請があった場合の必要性ならびに妥当性と今後の技術協力の方向等の協議を実施した。

② 同チームの調査結果に基づき、日本関係省庁との協議の結果、今後2カ年間協力を延長することとなり、昭和55年2月29日討議議事録の延長署名を行った。

b. 専門家派遣

継続専門家8名のほか、短期専門家6名（口蹄疫診断、ウイルス学、ワクチン製造、実験動物管理、機械保守、浮遊培養法）およびアドバイザー2名を派遣した。

c. 機材供与

① 供与機材としては、口蹄疫ワクチン製造センターおよび家畜衛生センターにワクチン製造用機器、実験用機器、ガラス器具、薬品、生物製剤等58,000千円相当の機材を供与した。

② 口蹄疫ワクチン製造センターにおいて昭和53年9月から昭和54年10月までに各ワクチン製造方法により153万ドーズの各種ワクチンを製造した。

d. カウンターパート受入れ

カウンターパート受入れについては、研修員3名（病理学、寄生虫病学、ブルセラ病）を千葉県家畜衛生研究所、麻布獣医大学、家畜衛生試験場北海道支場等において4カ月から6カ月間、研修を実施した。また、タイ畜産局長、家畜衛生センター所長、プロジェクトコーディネーターを昭和54年6月と昭和55年3月に家畜衛生事情視察およびプロジェクト運営の協議のため受け入れた。

② アフガニスタン・稲作開発計画

(1) 概要

プロジェクト協力要請の背景は、アフガニスタン国の農業が同国経済開発に占める地位が極めて重要であること、また、米は伝統的に補助食糧であったため、その栽培技術はきわめてプリミティブであったが、アフガニスタンの経済開発にとって、米の生産向上は食糧生産の増大と食糧の自給および稲作地帯農家の収入の増大と農民の生活水準の向上という観点から、極めて重要であるとの認識が高まったことによる。

本プロジェクトの目的は、第1段階として東部2県（NangarharおよびLaghman）の稲作地

帯を対象に、改良農業技術、改良品種および適切な輪作体系による多毛作を導入し、稲作生産の増大と農業の集約化と多様化を図ることにより、同国政府の重要政策である食糧自給率を高め、農家収入の増大と生活水準の向上に資することである。プロジェクトの内容には、①稲作開発センター（無償供与）および付属農場（10 ha）、②パイロット農民計画の二つがあり、ほかにプロジェクトの円滑な実施のため、プロジェクト・カブール連絡事務所が設置される。

稲作開発センターのおもな業務は、①稲作や他の作物に関する基礎資料の収集、②普及可能な改良技術の抽出および付属農場での試験研究、③パイロット農民の圃場での実用化試験、展示、④普及員の訓練、⑤パイロット農民への種子の生産および配布、⑥パイロット農民の訓練等である。

パイロット農民計画においては、対象2県内の10普及所管轄地区内に各普及所当り平均2戸を選定し、集中的訓練、展示および必要資材を投下し、地区内の農民へ栽培体系の外延的な普及を図るものである。

(2) 実績

昭和54年8月の同国における政情不安のため、予定していた専門家派遣、機材供与等は当分見合わすこととなり、したがって54年度実績はない。

③ イラン・ザボール農業研究計画

(1) 概要

イラン政府は、第4次および第5次（1973—1978年）の各種経済開発5カ年計画において、ヘルマンド川水資源開発計画に着手し、そのうちで、とくに、ヘルマンド川の水を利用したシスタン地域25万haの農業開発のためのパイロット・ファーム設立につき、技術協力を要請してきた。わが国は、これに応え、昭和47年12月に第1次予備調査団を派遣して、現地調査を行うとともに、協力の可能性を検討し、昭和48年8月には第2次予備調査団を派遣して、夏作を中心に現地調査を行った。さらに、昭和48年11月に計画打合せチームを派遣して、日本側の意向説明およびイラン側の意向確認を行い、昭和49年3月から3名の長期調査員を派遣し、調査の補完を行った。これらの調査の結果、両国関係者は、シスタン地域農業開発を進めるためには、農業研究センターを設置し、基礎的技術の確立を図ることが必要であるとの共通の結論に達したため、わが国は、昭和50年1月実施設計チームを派遣し、研究センターの機能、研究課題、施設計画および事業費等について調査および設計を行い、6月には報告書をイラン政府に提出した。

また、わが国は、イラン政府と今後の協力方針について協議し、討議議事録を作成して、わが国の協力を実質的に開始するため、昭和51年1月に計画打合せチームを派遣した。しかし、

イラン政府関係者（農業天然資源省次官）は、わが国の提案の討議議事録について国内関係各省の了解をとりつけるのに時間を要するという理由で、署名に至らず、暫定的に農業天然資源省担当局長とR/M (Record of meeting) を交換し、後日、イラン政府の公式の回答を受けて、53年3月13日に双方討議議事録に署名するに至った。したがって、53年度からプロジェクトが成立し、協力を開始することになった。

(2) 実績

昭和53年10月頃から同国全域に起った政情の悪化に伴い、せっかくプロジェクト成立をみながら協力を中断せざるをえなく、したがって、54年度の実績はない。

④ マダガスカル・北部畜産開発計画

(1) 概要

本プロジェクトは、北部ダイエゴスワレス州のダイエゴスワレス、アンピロベ、ボヘマール の3地域を拠点として、飼育管理、家畜衛生、飼料生産等の畜産技術の改善、および放牧家畜用井戸掘削に関して協力を実施することとし、具体的方法として、上記3県を活動範囲としダイエゴスワレス市近辺に展示圃場（訓練圃場）を持つ指導所を設け、各県の中堅技術者に草地の活用方法、合理的飼養方法、衛生管理方法、検体収集方法、乾草の製造方法等を実際に展示、指導し、訓練を受けた技術者をそれぞれの県に配置し、農民教育、畜産改善思想、家畜衛生思想の普及を図ることとしている。日本人専門家には上記の技術者の訓練、およびその成果の活用状況について随時、アンピロベ、ボヘマールに対し巡回指導を実施するほか、州畜産局の施策立案に対する助言を行うことが期待されている。

昭和52年11月11日に署名された討議議事録に基づき、3カ年の協力計画が進められている。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

昭和55年3月21日から4月9日まで巡回指導チームを派遣し、モデルインフラ工事（石積み土堰堤）の契約について、専門家にアドバイスし、契約を完了させた。

b. 専門家派遣

長期専門家4名（リーダー、畜産、飼料作物、業務調整）が、センターにおいて、放牧地の草地造成、適性品種選定のための試験圃場の整備等、プロジェクトの基盤整備事業をすすめてきた。

c. 機材供与

機材に関しては、畜産、獣医機器を中心に、約41,000千円の供与を行った。

d. カウンターパート受入れ

研修員受入れは、視察1名であった。

㊸ タンザニア・キリマンジャロ農業開発センター計画

(1) 概要

キリマンジャロ州における適作物の選定等の試験研究、水資源調査および農業基礎調査を骨子とする農業技術協力の第1段階が昭和53年3月31日をもって終了したが、同年5月タンザニア政府からキリマンジャロ州総合開発計画のうち、14のプロジェクトに対する協力が要請された。

日本側はこのなかから協力開始の可能性のあるプロジェクトを選定したうえ、53年9月に実施調査チームを派遣し、第2段階の技術協力について討議し、以下を協力の骨子とする討議議事録に署名した。

① 農業開発センターにおいて、栽培試験、栽培技術の改良および農業機械の技術訓練を行う。

② 農業技術の普及を図るため、普及員および指導的農民に対する技術訓練ならびに巡回指導を行う。

③ ロアーモン地域における農業基盤整備に係る技術的助言および指導を行う。

④ パレ地域の水資源開発調査に係る技術的助言および指導を行う。

なお、本計画は工業開発センター計画とあわせて総合的に実施され、両センターは無償資金協力により設置されることになり昭和54年11月に農業開発センターの建設が開始された。

(2) 実績

a. 各種チームの派遣

昭和55年1月には8名から成る実施設計チームを派遣し、センターに付属して設置が予定されているトライアルファームおよびパイロットファームの詳細設計を行った。

b. 専門家派遣

実績なし

c. 機材供与

機材としては無償資金協力により供与される機材を補完するため、総額約10,000千円相当が購送された。

d. カウンターパート受入れ

実績なし